

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

2. 自家用自動車の活用

3. 自動運転サービスの実施

4. その他

(1) 2020 自動運転の実用化へ

(2)シェアサイクルの取組み

平成30年8月20日

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

具体的提案事項と効果

〔提案〕

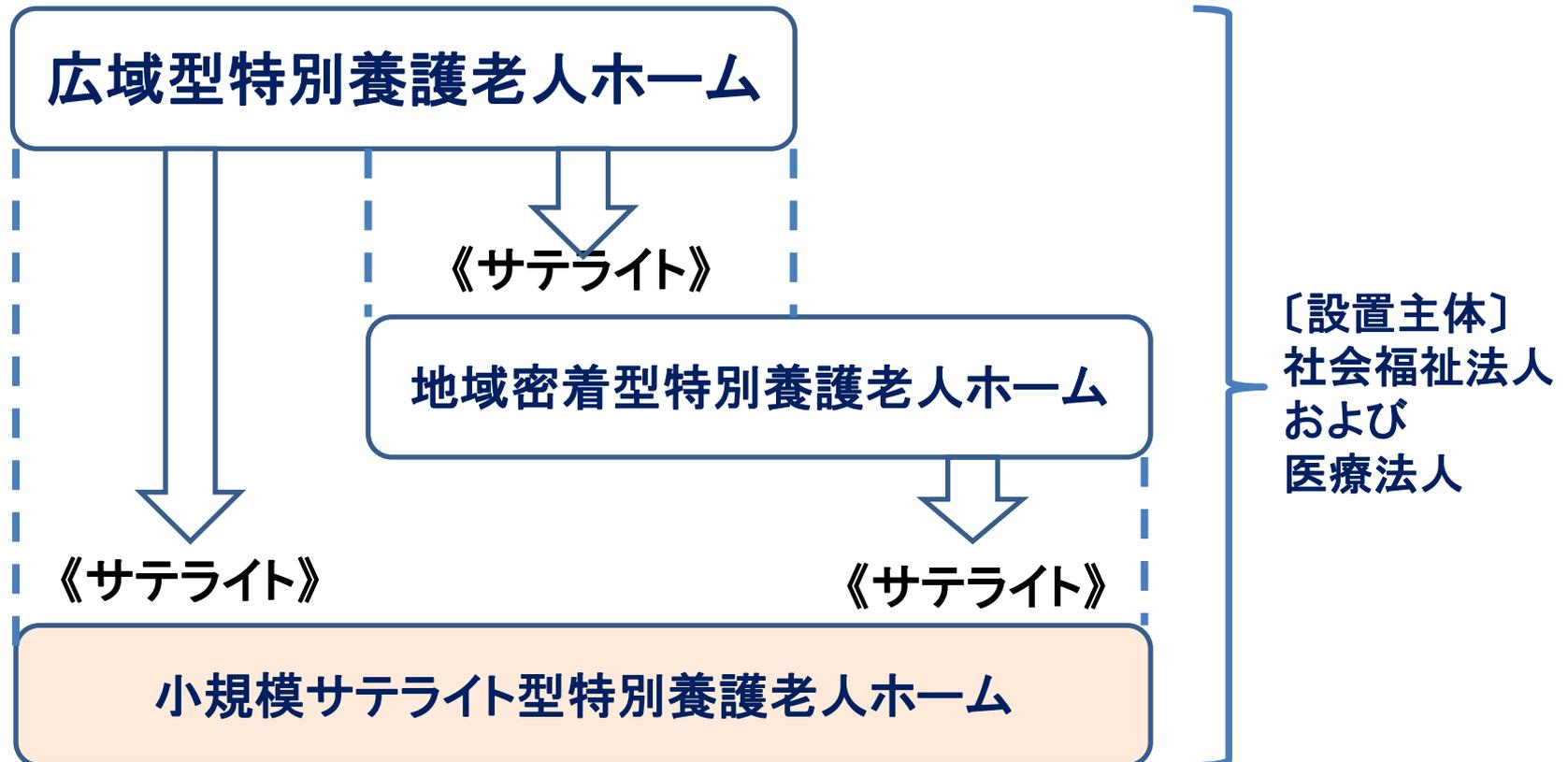
- ◆設置主体：社会福祉法人に医療法人を追加
 - …施設設置行動の拡大、医療連携の充実
- ◆地域密着型を細分し、「小規模サテライト型」を新設（入所対象・人員・設備基準の緩和）
 - …地域密着型における小規模設置・運営の限界

〔効果〕

- ◆入所待機者の減少
- ◆建設補助経費および施設運営経費の効率化
 - …需要年次および数に応じたフレキシブルな対応が可能
- ◆空き家・空き店舗等、遊休資産の利活用

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

提案イメージ



※「小規模サテライト型」(指定基準緩和含む)を法(条例設置も可)に追加する。

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

小規模サテライト型の提案内容

- ◆ 空き家・空き店舗等の利活用
- ◆ 定員5人以下の規模
- ◆ 要介護3以下の低い介護依存度の受入れ
- ◆ 人員配置基準を必要最低限に緩和 **(別シート)**
→ 本施設の病院・診療所・訪問介護st・リハビリ等との連携対応
- ◆ 設備基準を住家・店舗に沿う限度に緩和
→ 本施設等の活用・連携、低介護対象者 **(別シート)**
- ◆ 土地および建物は民間からの賃貸借活用

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

人員配置基準

職種	広域型基準	地域密着型基準	小規模サテライト型基準 (案)
施設長	・1人 (常勤)	・1人 (常勤)	・1人 (兼務可)
医師	・健康管理、療養指導に必要な数	・本体施設の医師が兼務可	・同左 ・車で10分程度に位置する病院または診療所の医師と連携した場合は、当該医師で可
生活相談員	・1人以上 (常勤)	・常勤換算1以上 ・本体施設が老健の場合は本体施設の支援相談員が兼務可	・本体施設の生活相談員が兼務可 ・本体施設が老健の場合は本体施設の支援相談員が兼務可
介護職員、看護職員	・介護職員、看護職員合わせて、入所者3人に常勤換算1以上 ・介護職員のうち1人以上は常勤 ・看護職員は1人以上 (常勤)	・介護職員、看護職員合わせて、入所者3人に常勤換算1以上 ・介護職員のうち1人以上は常勤 ・看護職員は常勤換算1以上	・介護職員は入所者3人に常勤換算1以上 ・看護職員は常勤換算1以上。ただし、車で10分程度に位置する病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師と連携した場合は、当該看護師で可
栄養士	・1人以上	・本体施設が特養、老健、病院の場合は本体施設の栄養士が兼務可	・同左
機能訓練指導員	・1人以上 (他の職務従事可)	・本体施設が特養の場合は本体施設の機能訓練指導員が、老健の場合は本体施設のOT・STが兼務可	・同左 ・近隣のリハビリ施設等と連携した場合は、当該リハビリ専門職等で可
宿直員及び夜勤者の配置	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年通知)	・介護職員は夜間含めて常時配置 ・夜間の宿直員を配置	夜勤者または宿直員の配置のみで可 指定基準

1. 地域密着特別養護老人ホームの提案

設備基準

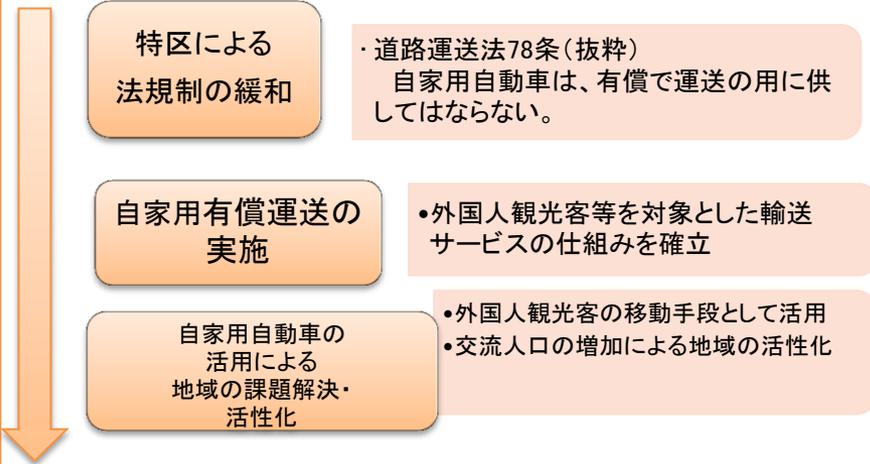
設備種類	広域型基準	地域密着型基準	小規模サテライト型基準（案）
建物【建築基準法】	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物であること（居室が2階にない建物の場合は準耐火建築物で可） スプリンクラーの設置、難燃性内装材の使用 火災警報器の設置 	同左	同左
居室【以下、老人福祉法】	<ul style="list-style-type: none"> 1～2人部屋 ・地下は不可 入居者1人当たり10.65㎡【従うべき基準】 寝台設備の設置 ・出入口が廊下または広間に面する ・外気開放が床面積の14分の1以上 ・身の回り品保管設備の設置 ・プザーの設置 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 1～2人部屋 ・地下は不可 入居者1人当たり10.65㎡ 寝台設備の設置 ・プザーの設置 身の回り品保管設備は建物内にあれば可
静養室	介護・看護職員室に近接	同左	設置しなくても可
浴室	介護入浴に適するもの	同左	本体施設の浴室利用で可
洗面設備	居室のある階ごとに設ける	同左	同左
便所	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに居室に近接 プザーの設置 	同左	同左
医務室	<ul style="list-style-type: none"> 医療法に定める「診療所」基準 必要な医療品、医療設備 臨床検査設備（必要に応じて） 	<ul style="list-style-type: none"> 本体施設が特養の場合には、必要な医療品、医療設備を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備で足りる 	設置しなくても可
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 不燃材料の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 本体施設で調理をする場合は、簡易な調理設備で足りる 	設置しなくても可
介護職員室	居室のある階ごとに居室に近接	同左	2階建ての場合は1か所で可
食堂及び機能訓練室	3㎡×入居定員の面積	同左	必要な面積で可

2. 自家用自動車の活用(1)

<p>提案 の 骨子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自家用自動車の活用による外国人観光客の移動手段の確保 外国人観光客を対象とした自家用有償運送を導入 ◆岩盤規制・道路運送法第78条の規定：自家用自動車による有償運送の禁止
<p>課題 の 整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、自家用有償運送事業の実施にあたっては既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との協議を十分に行うべく努めることとされており、タクシー事業者との協議は不可欠 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を検討することが必要
<p>認定後 の 具体的 方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆外国人観光客を対象とした自家用有償運送の導入を目指し、タクシー事業者等との協議を進める。 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を進める。 ◆配車システム事業者との調整を進め、自家用有償運送サービスを導入する。

2. 自家用自動車の活用(1)

①提案の骨子



②課題の整理

1. タクシー事業者との協議

国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との十分な協議が必要とされている。

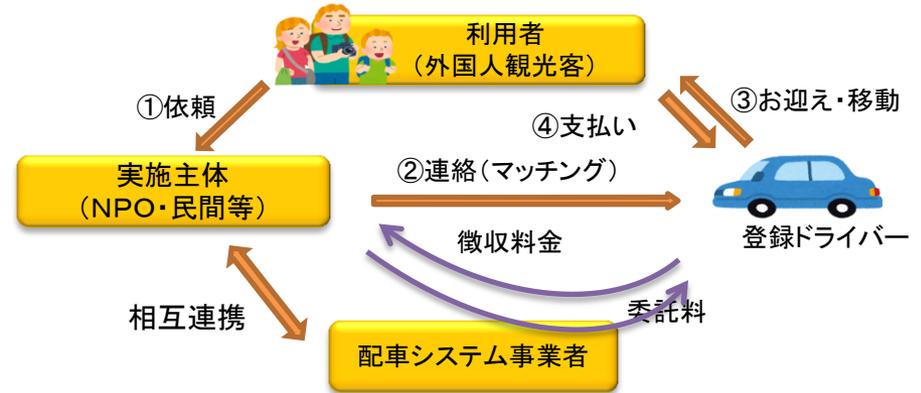
2. 実施主体の設立

NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めて実施主体の設立を検討することが必要。

③具体的方策

外国人観光客を対象とした自家用有償運送の実施

○事業スキーム(案)



④スケジュール(案)

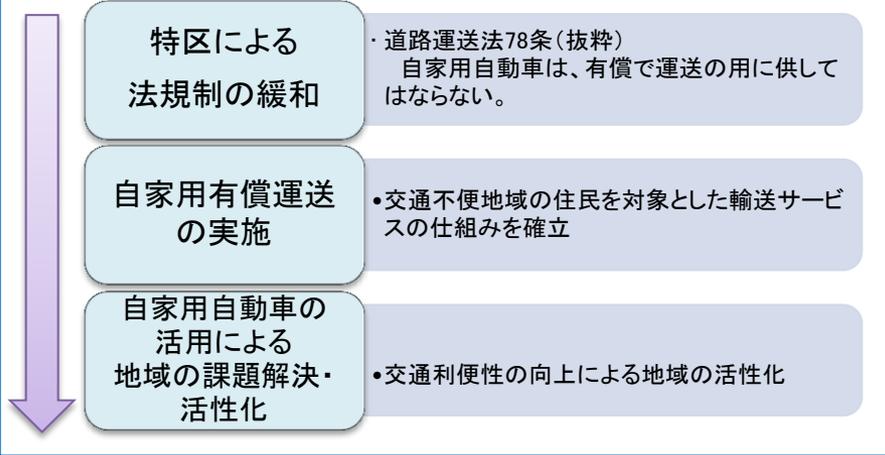
項目	H30	3月	4月	5月	～	9月	10月	11月	12月	H31	1月	2月	～	5月	～
関係者協議															
実施主体の設立(NPO、民間等)															
事業実施準備															
外国人観光客向け自家用有償運送の実施															

2. 自家用自動車の活用(2)

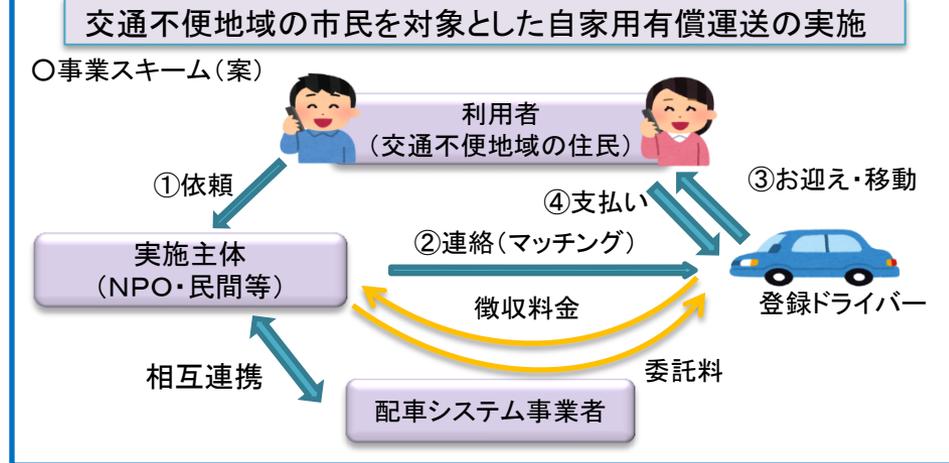
<p>提案 の 骨子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自家用自動車の活用による、交通不便地域の市民を対象とした移動手段の確保 ◆岩盤規制・道路運送法第78条の規定：自家用自動車による有償運送の禁止
<p>課題 の 整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、自家用有償運送事業の実施にあたっては既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との協議を十分に行うべく努めることとされており、タクシー事業者との協議は不可欠 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を検討することが必要
<p>認定後 の 具体的 方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆交通不便地域の市民を対象とした自家用有償運送の導入を目指し、タクシー事業者との協議を進める。 ◆NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めた実施主体の設立を進める。 ◆配車システム事業者との調整を進め、自家用有償運送サービスを導入する。

2. 自家用自動車の活用(2)

①提案の骨子



③具体的方策



②課題の整理

1. タクシー事業者との協議

国家戦略特区法の一部改正附帯決議において、既存の有償運送事業者(タクシー事業者等)との十分な協議が必要とされている。

2. 実施主体の設立

NPO法人等をはじめとして、民間事業者も含めて実施主体の設立を検討することが必要。

④スケジュール(案)

項目	H30	3月	4月	5月	~	9月	10月	11月	12月	H31	1月	2月	~	5月	~	
関係者協議		→														
実施主体の設立(NPO、民間等)							→									
事業実施準備												→				
交通不便地域の住民を対象とした自家用有償運送の実施														→		

3. 自動運転サービスの実施

<p>提案 の 骨子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動運転レベル4(完全無人運転)の早期サービス提供に向け、葛川地域において完全無人自動運転での実証実験を進める。 ◆岩盤規制・道路交法70条、ジュネーブ条約の規定:運転者による適正な操縦
<p>課題 の 整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行制度では、自動運転車は運転者の制御下にあることが必要条件となり、完全無人自動運転はできない。 ただし、遠隔操作での無人自動運転は可能(警察庁通達より)。
<p>認定後 の 具体的 方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成29年度に国土交通省に選定され葛川地域におけるフィージビリティスタディを実施。⇒国土交通省との連携を継続。 ◆京阪バス(株)ICT推進部との連携により、完全無人自動運転による実証実験に向けて検討する(技術提供:堀場製作所等)。 ◆葛川地域を対象に実証実験を行うため、地域住民、事業者、警察、学識経験者、行政等から成る協議組織を設置し、協議・調整を図る。

3. 自動運転サービスの実施

①提案の骨子

特区による
法規制の緩和

・道路交通法70条、ジュネーブ条約

完全無人自動運転の実
証実験

・産学官の連携で実証実験
・葛川地域独自のビジネスモデルの検証

自動運転サービスによる
地域の課題解決・活性化

・地域住民の移動手段として活用
・レジャー、観光客の移動手段として活用
・道の駅等への特産品の配送手段として活用

③具体的方策

1. 平成29年度に国土交通省に選定され、葛川地域におけるフィージビリティスタディを実施

→ 国土交通省との連携を継続
2. 京阪バス(株)ICT推進部との連携により完全無人自動運転による実証実験の検討
技術サポート: 堀場製作所等



完全無人自動運転サービスの早期実施を目指す

④スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	～	平成37年度
国家戦略特区の区域指定を受けた場合		実証運行 <レベル3>	無人自動運転 実証運行 <レベル4>	葛川地域等での無人自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	市内の各地域における無人自動運転サービスの実施 <レベル4>
本市の取組(採用されなかった場合)	実証運行に向けたF5調査(国土交)	実証運行 <レベル3>	遠隔操作による実証運行 <レベル4>	葛川地域等での遠隔操作による自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	市内の各地域における遠隔操作または無人自動運転サービスの実施 <レベル4>
国の目標 ※官民ITS構想・ロードマップ 2017より	公道における実証運行			限定地域での無人自動運転サービスの開始 <レベル4>	普及・拡大	全国の各地域で高齢者等が自由に移動できる社会 <レベル4>

完全無人自動運転の実証運行を実施することで国の目標達成に寄与

②課題の整理

○道路交通法70条(抜粋)

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

○ジュネーブ道路交通条約(抜粋)

第8条第1項: 一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない。

第8条第5項: 運転者は、常に、車両を適正に操縦し、又は動物を誘導することができなければならない。運転者は、他の道路使用者に接近するときは、当該他の道路使用者の安全のために必要な注意を払わなければならない。

第10条: 車両の運転者は、常に車両の速度を制御していなければならない。また、適切かつ慎重な方法で運転しなければならない。運転者は、状況により必要とされるとき、特に見とおしがきかないときは、徐行し、又は停止しなければならない。

→ 現行制度では、自動運転車は運転者の制御下にあることが必要条件となり、完全無人自動運転はできない。
※遠隔操作での無人自動運転は可能(警察庁通達より)

4. (1) 2020 自動運転の実用化へ

◆ 自動運転の目的

- ・ 超高齢化社会における新たな移動手段
- ・ 観光客の二次交通

◆ 目標

市民、特に高齢者のために、2020年の自動運転実用化を目指す

◆ 平成30年6月29日 京阪バス(株)と協定締結

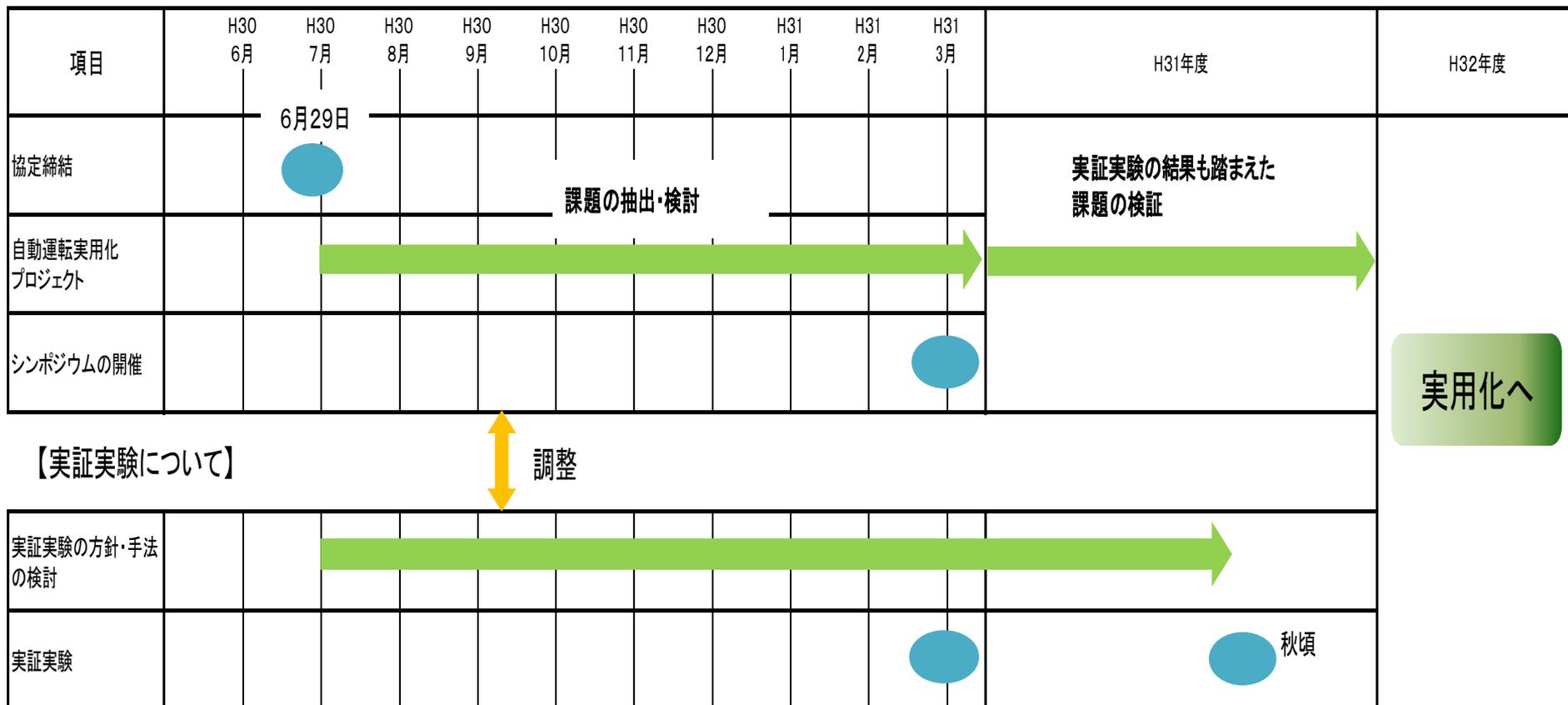
- ・ 自動運転実用化プロジェクトの設立
- ・ 実証実験の実施

➡ 2020年実用化へ



自動運転の実用化

【大津市全体での自動運転実用化に向けて】



4-(2)シェアサイクルの取組み

①取組み経緯

平成29年11月6日
シェアリングエコノミー宣言

平成29年11月8日
(一社)シェアリングエコノミー協会よりシェアリングシティ認定

平成30年3月20日
(株)まちづくり大津と(株)OFO JAPANが包括連携協定を締結

平成30年4月26日
大津市、(株)まちづくり大津、(株)OFO JAPANが共同記者発表

平成30年4月27日
中心市街地及び三井寺・近江神宮周辺の観光エリアを中心に運用開始。

②取組み目的

1. 市民生活の利便性向上
2. 観光の交通利便性の向上
3. 地域活性化
4. シェアリングサービスの推進
5. 環境負荷の低減

③取組み状況

共同記者発表



サイクルポート



シェアサイクルエリア



サイクルポート 66箇所
自転車 400台導入